

指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当：産業経済部 農林水産政策課)

1	施設名	玉名市農産物直売所郷〇市
2	施設の概要	<p>① 「郷〇市」建築面積 128.55 m² (建築構造：木造平屋建) 「体験交流センター」建築面積 29.25 m² (建築構造：木造平屋建)</p> <p>② 開館時間 「郷〇市」午前9時から午後6時まで</p> <p>③ 休館日 1月1日から1月4日</p>
3	募集方法	非公募
	非公募の理由	<p>公の施設である「玉名市農産物直売所郷〇市」は「女性の経済的、社会的な自立、地位向上のための活躍の場の創出」を求める地元女性グループの要望に応える形で平成16年度に旧天水町において建設された。また、この施設は、町の基幹産業の農業に携わる女性が運営する農産物直売所として、「農産物等地方産品の直接販売による農家所得の向上と地域社会の活性化」を設置目的としている。</p> <p>施設建設と同年に発足した地元女性グループで構成される「天水町農産物直売所協議会てんすい郷〇市」が、建設当初から施設等の管理運営及び農産物の販売等業務を担ってきた。施設の設置目的を達成するため、地元産のみかん等柑橘類や野菜類等の農産物販売を専門的な知識と経験を活かし熱意を持ち取り組んでおり、社会的な貢献度や管理運営の実績は高く評価ができる。</p> <p>以上のことを踏まえると、施設建設と協議会設立の相互性、施設設置目的との整合性、地域人材による市の公の施設の管理運営を行うなど公共性と地域性を備えており、更にはこれまでの実績が示す管理運営面での安定性、信頼性からも指定管理候補者としての適格性は十分満たしており、公の施設としての設置目的を効果的に達成できることから、協議会を指定管理候補者として公募によらず選定することとする。</p>
	募集内容	<p>指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>管理業務内容</p> <p>(1) 施設管理に関する業務</p> <p>① 施設の点検</p> <p>② 電気料、上下水道料等の光熱水費及び燃料費の支払い</p> <p>③ 修繕工事等（協定書に定める軽微なものに限る。）</p> <p>④ 法定点検等</p> <p>(2) 植栽管理に関する業務</p> <p>(3) 清掃に関する業務</p> <p>(4) 利用管理に関する業務</p> <p>① 利用案内、利用指導、利用促進、公聴広報等</p> <p>② 事故、災害等緊急時の対応</p> <p>③ 関係機関との連絡調整等</p>

		<p>④利用状況等の調査、報告</p> <p>(5) 玉名市農産物直売所郷○市条例第 5 条各号に掲げる業務</p> <p>①玉名市特産物の展示及び販売に関する業務</p> <p>②前号に掲げるもののほか、この事業の目的を達成するために必要な業務</p> <p>(6) 自主事業に関すること</p> <p>①指定管理者は、自主事業として自らの予算において、積極的に企画し実施するものとする。なお、自主事業の実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とする。</p> <p>②自主事業の内容は原則として施設設置の目的に沿ったものであること。</p> <p>(7) その他管理上必要と認める業務</p> <p>(8) その他、郷○市の管理に関する事務のうち、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）、不服申立に対する決定（同法第 244 条の 4）など法令等により市長のみの権限に属することを定められている事務を除く業務</p>
	指定管理料の基準額	8,805 千円（消費税及び地方消費税を含む。5 年間分）
4	応募状況	1 団体
5	審査方法	<p>5 つの審査基準ごとに審査項目及び審査内容を定め、審査内容ごとに 35 点から 70 点で配点（ただし、審査基準「住民の平等な利用の確保」に関する審査内容については、点数とせず、「適・否」で判断）し、満点を 185 点とする。</p> <p>それぞれの審査内容を採点し、委員会の選定意見をまとめる。</p>
	選定委員会の委員	<p>副市長、企画経営部長、産業経済部長、有識者 3 人（玉名市区長会協議会天水町区長会長、玉名市認定農業者連絡協議会天水支部会長、南九州税理士会玉名支部長）</p> <p>計 6 人</p>
	審査基準	別添審査基準表のとおり
	審査経過	<p>玉名市農産物直売所郷○市指定管理候補者選定委員会</p> <p>（開催日）令和元年 10 月 25 日</p> <p>（内 容）①選定委員会、概要及び導入方針、配点についての説明</p> <p>②プレゼンテーション及び質疑応答</p> <p>③玉名市農産物直売所郷○市の指定管理候補者の選定</p>
	審査結果	<p>指定管理候補者 天水町農産物直売所協議会てんすい郷○市</p> <p>評価結果及び選定理由</p> <p>1 評価結果</p> <p>別添「玉名市農産物直売所郷○市の指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり</p> <p>2 選定理由</p> <p>玉名市農産物直売所郷○市は公募しない施設であるため、対象団体である天水町農産物直売所協議会てんすい郷○市の財政状況や事業計画、サービス向上の実現方策等の提案、収支予算等について、審査基準に基づいて総合的に評価した。</p> <p>また、天水町農産物直売所協議会てんすい郷○市が、現在も玉名市</p>

農産物直売所郷〇市の業務委託先であり、運営方針が施設の設置目的と合致していること及び長年にわたる管理運営実績から当該施設の管理運営を行ううえでの安定性、信頼性が評価できることから指定管理候補者として、当選定委員会の意見とする。

◆ 申請者の管理料総額（5年間分）

天水町農産物直売所協議会てんすい郷〇市

0千円

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

上記の結果、全委員の合意により「天水町農産物直売所協議会てんすい郷〇市」を指定管理候補者として適当であると判断する。

玉名市農産物直売所郷〇市指定管理者の審査基準表

審査基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的を理解しているか	適・否
		市が示した管理基準と法人その他の団体が提案した運営方針が合致するか	
		申請者の経営モラルは適切か	
	住民の施設の平等な利用の確保	利用申込等が公平な利用を確保するものとなっているか	
		生活弱者等へ配慮されているか	
		事業等の内容に偏りがないか	
※選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。			
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を發揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の設備、機能等を十分に活用した提案となっているか	70
		年間の広報計画の内容は適切か	
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	
		その他利用者増を高める内容は適切か	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か	
		自主事業の提案は実現可能か	
		自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか	
		全体的に利用しやすい施設の設備、機能を活用した内容となっているか	
		利用者ニーズの把握やその対応策が適切か	
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている実施水準が事業計画書で提案されているか	
		施設管理、安全管理は適切か	
		維持管理は効率的に行なわれるか	
	経営体制	年間を通じた経営計画となっているか	
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	提案価格の得点※（市が示した指定管理料をどの程度下回っているか）	小配点 20
		必要な経費を見積もっているか	小配点 20
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか	
		収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行なう物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	申請者の経営状況（財務状況）は健全かつ安定したものであるか	35
		金融機関等の支援体制は十分か	
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成、職員数は十分か	
		専任職員を常時配置し、緊急時等の対応は可能か	
		職員の指導育成、研修体制は十分か	
		職員採用、確保の方策は適切か	
良好な管理運営の可能性	良好に管理運営できる可能性はどうか		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	40
	公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか	
	情報公開	玉名市情報公開条例の規定について、理解があるか	
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	
	苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか	
	人権擁護	人権擁護のための適切な措置がとられているか	
	職員の継続雇用	職員の継続雇用については考慮されているか	
合 計			185

玉名市農産物直売所郷〇市 指定管理者選定委員会集計表

審査基準	審査項目	配点	てんすい郷〇市
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	適・否	適
	住民の施設の平等な利用の確保		
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を發揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	420点 (70点×6人)	294
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
	経営体制		
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	240点 (40点×6人)	203
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	210点 (35点×6人)	143
	安定的な運営が可能となる人的能力		
	良好な管理運営の可能性		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	情報の管理	240点 (40点×6人)	158
	公益性の理解		
	情報公開		
	危機管理体制		
	苦情解決の方法		
	人権擁護		
	職員の継続雇用		
合計点		1,110点 (185点×6人)	798点